

○大野市空家等対策の推進に関する条例

平成29年3月21日

条例第1号

大野市空き家等の適正管理に関する条例（平成24年条例第27号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の所有者等、市、市民等、自治会及び事業者等の責務その他必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進し、地域の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民等 市内に居住する者又は市内で事業を行う法人その他の団体若しくは個人をいう。

(2) 事業者等 市の区域内において、法律、建築、不動産、福祉その他の空家等の管理及び活用に関する事業を行う者をいう。

（当事者間における解決の原則）

第3条 空家等又は特定空家等に関する紛争は、当該紛争の当事者間で解決するものとする。

（所有者等の責務）

第4条 空家等の所有者等は、市が推進する空家等に関する対策への理解と関心を深め、空家等を自らの責任において適切に管理するとともに、空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用に努めなければならない。

（市の責務）

第5条 市は、法第7条の規定により空家等対策計画を定め、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

（市民等の責務）

第6条 市民等は、市が推進する空家等に関する対策への理解と関心を深め、空家等の発生を予防するとともに、空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用に努

めるものとする。

(自治会の責務)

第7条 自治会は、市が推進する空家等に関する対策への理解と関心を深め、地域における空家等の状況及びその所有者等に関する情報の把握に努めるものとする。

(事業者等の責務)

第8条 事業者等は、市が推進する空家等に関する対策への理解と関心を深め、空家等及び除却した空家等に係る跡地の適切な管理、活用及び流通の促進に努めるものとする。

(相互の協力)

第9条 市、所有者等、市民等、自治会及び事業者は、この条例の目的を達成するため、互いに連携し協働して空家等対策に取り組むものとする。

(緊急安全措置)

第10条 市長は、空家等が適切な管理が行われていないことにより、人の生命若しくは身体又は財産に危険な状態が切迫していると認められるときは、この状態を回避するために必要な最低限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）をとることができる。

2 市長は、緊急安全措置を実施するときは、当該空家等の所有者等の同意を得て実施するものとする。ただし、所有者等を確知できない場合、緊急かつやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

3 市長は、緊急安全措置をとったときには、当該空家等の所有者等から措置に要した費用を徴収することができる。

(協議会の設置)

第11条 市長は、法第8条の規定に基づき、次に掲げる事項を協議するため、越前おおの空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(1) 空家等対策計画の変更並びに実施に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、空家等対策の推進に関する事項

2 前項に定めるもののほか、協議会の組織に関し必要な事項は、規則で定める。

(関係機関との連携)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、福井県、大野警察署、大野市消防本部その他の関係機関に対し、必要な協力を要請することができる。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 41 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（令和 5 年条例第 24 号）

この条例は、令和 5 年 12 月 13 日から施行する。